

## 埼玉県生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、埼玉県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づく特定健康診査等及び検診事業の円滑な実施を図るため、知事の要請に応じて、実施方法並びに精度管理のあり方について、専門的な見地から協議を行い、事業の向上に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 特定健康診査等及び検診の実施方法に関すること。
- (2) 精度管理のあり方に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員60名以内とする。

(委員)

第5条 委員は、関係団体、学識経験者、特定健康診査等及び検診にかかわる専門家、関係行政機関の職員のうちから、保健医療部長が就任依頼をする。

(役員)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選による。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任務)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに、補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第9条 協議会の運営は、厚生労働省で定めた「健康診査管理指導等事業実施のための指針」及び本要綱に基づき行うものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(部会の設置)

第11条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 胃がん部会
- (2) 子宮がん部会
- (3) 循環器疾患等部会
- (4) 肺がん部会
- (5) 乳がん部会
- (6) 生活習慣病登録・評価等部会
- (7) 大腸がん部会
- (8) その他必要と認める部会

2 部会の委員は、協議会委員の中から会長の指名するものをもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第12条 会長又は副会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を認めることができる。

(庶務)

第13条 協議会及び部会の庶務は、埼玉県保健医療部疾病対策課において処理する。  
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から適用する。